

この申請書は、『寄附年の翌年1月10日まで』に提出してください

2022

※ ワンストップ特例申請書の「受付書」は、受付完了後にショートメッセージまたは郵送でお届けいたします。

山形県大石田町

令和4年 寄附分 市町村民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書  
道府県民税

【重要】黒枠内の情報が間違っている場合は二重線にて訂正の上修正をお願い致します。  
必ず「フリガナ」「生年月日」が記入されていることをご確認ください。

第五十五号の五様式（附則第二条の四関係）

令和 年 月 日		整理番号	
山形県大石田町長 殿		フリガナ	
住所 (住民税の課税地)	〒	氏名	
		個人番号	
電話番号		生年月日	

- ※ 太枠内の情報に未記入があった場合は受付が出来ません（「フリガナ」「生年月日」等）。
- ※ 上記、住所は必ず住民税の課税地であることをお確かめください。課税地に申請をいたします。
- ※ 申請書を提出後に住所等に変更があった場合は、ふるさと納税した年の翌年1月10日までに、変更届出書を提出してください。  
以下のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金についてワンストップ特例の適用は受けられなくなりますのでご注意ください。
  - ・確定申告又は住民税申告が必要な場合又は提出した場合
  - ・ふるさと納税をした自治体数が5団体を超えた場合
  - ・申請書に記載した住所等が、翌年の1月1日現在における住所等と異なる場合

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。  
①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の口にチェックをしてください。

①	ふるさと納税の寄附金控除以外で、所得税や住民税の確定申告をしない方 (地方税法附則第7条第1項(第8項))	チェック欄 <input type="checkbox"/>
②	ふるさと納税をした自治体数が5団体以内の方 (地方税法附則第7条第2項(第9項))	チェック欄 <input type="checkbox"/>
・住所、氏名等に変更や誤りがないか、下に添付の確認書類で確認しました。 (変更がある場合は、朱書きで訂正しました。)		チェック欄 <input type="checkbox"/>
・寄附年月日、寄附金額について、間違いがないか確認しました。		チェック欄 <input type="checkbox"/>

チェックを入れる

3. 確認書類の添付

<p>書類の写しをのり付けしてください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">マイナンバー確認書類</div> <p>マイナンバーカード(裏面) 通知カード 住民票(マイナンバー付き) いずれか一つの写し</p> <p>※住民票は裏面にA4横に合わせて貼ってください</p> <p>添付スペースが足りない場合は、裏面に添付してください</p>	<p>書類の写しをのり付けしてください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">本人確認書類</div> <p>マイナンバーカード(表面) 運転免許証、パスポート、身体障害者手帳など 健康保険証、年金手帳、児童扶養手当証書など</p> <p>添付スペースが足りない場合は、裏面に添付してください</p>
---	--

整理番号:

受付団体名

山形県大石田町